

◎新潟県告示第171号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 南区引越、保坂、朝捲、小蔵子、神屋、下八枚、十五間、 白根中山、臼井、白根、上下諏訪木、白根古川の各一部
小千谷市	小千谷市の地籍図及び地籍簿 上ノ山1丁目、本町2丁目、平成1丁目・2丁目、稲荷町、 船岡1丁目、土川1丁目、城内1丁目の各一部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 大野地、里、金沢の各一部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 岡山町、下条町、若葉町、緑町、南安野町、学校町の一部

2 認証年月日

令和4年2月17日